



平成 27 年 3 月 2 日
海 上 保 安 庁

日本赤十字社との相互協力協定を締結

海上保安庁は、日本赤十字社と「海上保安庁と日本赤十字社との業務協力に関する協定」を下記のとおり締結します。これに伴い、調印式を行います。

記

1 協定締結日

平成 27 年 3 月 6 日（金）

2 協定の目的

大規模地震が発生した場合において、海上保安庁と日本赤十字社が相互に補完することにより、迅速かつ円滑に救護・救援活動が実施できるよう、相互協力について協定を締結するものです。

3 協定の内容

- (1) 両機関における円滑な相互協力を実施するための連絡体制を確立し、災害時における情報の共有を行います。
- (2) 両機関が実施する相互協力として、救助された傷病者の応急救護活動、搬送等を行います。
- (3) 迅速な相互協力を実施するため巡視船による日本赤十字社救護班等の輸送に関する計画を作成します。
- (4) 両機関が支援を必要とする際の要請手続きを定めます。

4 締結者

海上保安庁 長官	佐藤 雄二
日本赤十字社 社長	近衛 忠輝

5 調印式

(1) 日時

平成 27 年 3 月 6 日（金）午後 4 時 15 分～午後 4 時 45 分

(2) 場所

中央合同庁舎 3 号館 11 階海上保安庁会議室